

【起業者用】申請書類に係るチェックリスト（起業等スタートアップ支援事業）

区分	No.	様式等	部数（チェック欄）
申請書（共通）	1	補助金交付申請書・・・交付要領様式第1号	□1部
	2	申請事業の経費明細・・・交付要領様式第1号（別紙1）	□1部
	3	事業計画書・・・交付要領様式第1号（別紙2（様式①、様式②）） ⇒様式①②の両方を提出してください。	□1部
	4	申請時点で香川県内に居住していない場合は、移住の意思が確認できる書類（任意様式、例：転出証明書の場合は写し） ※転出予定日、転出予定先、現住所及び氏名が記載されていること	□コピー9部
	5	認定経営革新等支援機関による事業計画書の確認書・・・交付要領様式第1号（別紙3） ⇒自ら金融支援を行わない認定経営革新等支援機関の場合、認定経営革新等支援機関と金融機関との間に交わした連携に関する覚書等（写し）の添付が必要です。	□原本1部 □コピー8部
	6	認定経営革新等支援機関の認定通知書（写し） ⇒5の確認書を発行する認定支援機関が保有している書類ですので、当該支援機関に交付を依頼してください。 ※原則は、認定通知書（写し）を頂きますが、やむを得ない事情がある場合は、財団まで御相談下さい。	□コピー9部
	7	補足説明資料 ⇒必要に応じ添付可能。添付する場合はA4版片面印刷10枚程度までの印刷物に限ります（A3の折りたたみは不可） ⇒応募書類の「ビジネスコンテストの受賞実績」欄に記載された場合は、当該ビジネスコンテストの内容及び受賞が確認できる資料（パンフレット）及び表彰状の写し等を添付いただくこともできます。添付する際は、A4版片面印刷10枚程度までとしてください。	□原本1部 □コピー8部
	8	1～3の電子データ（WORD、EXCEL形式）※書面でも御提出いただきますが、別途、電子データでも送ってください。 <u>kigvoshien@kagawa-isf.jp宛てにデータを送ってください。</u> ※Windows10で認識できる状態にしてください。 ※文字化け等で受信・送信できない場合は、当財団から受取用データ便を送りますのでお問い合わせください。	□1式
＜これから個人開業又は会社の設立をする方＞			
添付書類	9	1か月以内に発行された県税の納税証明書 ⇒香川県県税事務所等において、「県税に滞納がない」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。（ <u>国税、市町村税の証明書ではありませんので御注意ください。</u> ）	□原本1部 □コピー8部
	10	住民票（※1）（応募日以前3か月以内に発行されたもの）	□原本1部 □コピー8部
	11	別法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（応募日以前3か月以内に発行されたもの） ⇒複数の法人の役員に就任している場合は、全て添付してください。	□原本1部 □コピー8部
	12	創業支援塾等（※3）を受講済みの場合は、その事実を証明する書類（修了証、証明書等） ※令和4年4月1日以前の1年間において、県内外において既に個人開業若しくは会社の設立を行った者に該当する場合、その事実を証明できる書類を提出してください。	□コピー9部
＜【個人事業主】既に起業されている方（4月1日から交付申請日までに起業した方）＞			
添付書類	13	1か月以内に発行された県税の納税証明書 ⇒香川県県税事務所等において、「県税に滞納がない」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。（ <u>国税、市町村税の証明書ではありませんので御注意ください。</u> ）	□原本1部 □コピー8部
	14	住民票（※1）（応募日以前3か月以内に発行されたもの）	□原本1部 □コピー8部
	15	開業時に税務署に提出した開業届の写し（※2）	□コピー9部
	16	別法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（応募日以前3か月以内に発行されたもの） ⇒複数の法人の役員に就任している場合は、全て添付してください。	□原本1部 □コピー8部
	17	創業支援塾等（※3）を受講済みの場合は、その事実を証明する書類（修了証、証明書等） ※令和4年4月1日以前の1年間において、県内外において既に個人開業若しくは会社の設立を行った者に該当する場合、その事実を証明できる書類を提出してください。	□コピー9部

<【法人】既に起業されている方（4月1日から交付申請日まで起業した方）>

添付書類	18	1か月以内に発行された県税の納税証明書 ⇒香川県県税事務所等において、「県税に滞納がない」旨の記載がされている納税証明書を取得してください。（ <u>国税、市町村税の証明書ではありませんので御注意ください。</u> ）	☐ 原本 1 部 ☐ コピー 8 部
	19	履歴事項全部証明書（応募日以前 3 か月以内に発行されたもの） ※代表者（申請者）の居住地が不明な場合は、追加で証拠書類を求める場合があります。	☐ 原本 1 部 ☐ コピー 8 部
	20	別法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（応募日以前 3 か月以内に発行されたもの） ⇒複数の法人の役員に就任している場合は、全て添付してください。	☐ 原本 1 部 ☐ コピー 8 部
	21	創業支援塾等（※3）を受講済みの場合は、その事実を証明する書類（修了証、証明書等） ※令和 4 年 4 月 1 日以前の 1 年間に、県内外において既に個人開業若しくは会社の設立を行った者に該当する場合、その事実を証明できる書類を提出してください。	☐ コピー 9 部

※ 1 住民票について、外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条45規定区分」の項目が明記されたものを提出してください。

※ 2 税務署受付印が必要な書類について、電子申告などを行った場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。

※ 3 財団が実施する創業支援塾、香川県よろず支援拠点主催の創業セミナー（創業支援塾と同等のものとして財団が認めるもの）及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第 2 条第31項に規定される特定創業支援等事業として実施される創業塾・創業セミナー・個別指導・個別相談 等